

春の全国交通安全運動について

「春の全国交通安全運動」を実施しています。

家庭や学校、職場などで交通安全について話し合っただけ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践をお願いします。

●**実施期間** 4月6日(水)～15日(金)

- ・交通事故死ゼロを目指す日：4月10日(日)
- ・子どもの交通事故防止推進日：4月11日(月)

●**運動スローガン**

「無事故への スタートライン 停止線」

●**運動重点** 運動の基本：子どもと高齢者の交通事故防止

- ・自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用5則の周知徹底)
- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- ・歩行者の安全な通行の徹底
- ・二輪の事故防止

●**自転車安全利用5則**

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

☎総務課

☎(0771)68-0002

後期高齢者医療保険料率が決定しました

<保険料の計算方法>

京都府における平成28年度の年額保険料は、次式により求めることができます。

・京都府の保険料(年額)【限度額：57万円】＝
均等割額【被保険者1人当たり48,220円】＋所得割額【(総所得金額等－基礎控除額(33万円))×京都府の所得割率9.61%】

<所得の低い方の軽減措置>

●**均等割額の軽減** 所得の低い方は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得合計に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員＋世帯主)が次の基準を超えない世帯	軽減割合
8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得がない)の世帯の方	9割
基礎控除額(33万円)	8.5割
基礎控除額(33万円)＋26.5万円×被保険者の数	5割
基礎控除額(33万円)＋48万円×被保険者の数	2割

※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

※専従者給与(控除)および譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※被保険者の数は、賦課期日(原則4月1日。年度途中で資格取得した場合は資格取得日)時点の人数です。

●**所得割額の軽減** 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方について、所得割額が5割軽減されます。

<被扶養者であった方の軽減措置>

制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、所得割は掛からず、均等割額が9割軽減されます。

※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません。

☎保健医療課 ☎(0771)68-0011

当事者団体活動に助成金を交付します

南丹市内で活動する当事者団体の充実、発展のため、赤い羽根共同募金を財源に活動に必要な資金を助成します。

※「当事者団体」とは、同じハンディキャップのある方々が、悩みや問題を共有し、問題の解決を図ることを目的に組織されたグループをいいます。ただし、指定助

成団体(各町介護者の会、南丹市身体障害者福祉会、精神保健福祉推進家族会、難聴者の会)は除きます。

●**対象団体** 市内で活動する当事者団体

●**対象経費** 4月1日～平成29年3月31日の間に、活動資金として要する費用のうち、①謝金、②旅費交通費、③消耗品費、④研修費、⑤印刷製本費、⑥通信運搬費、⑦賃借料、⑧備品購入